

令和7年10月31日招集

第29回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 29 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和7年 10 月 31 日午前9時 30 分から下記議案審議のため第 29 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 72 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 73 号議案 事業計画変更承認申請に対する可否決定について
- 第 74 号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村 雅一 君	3番 小池 俊木 君
4番 西村修市 君		6番 梅田 守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林 裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野 良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤 愛子 君
16番 山田 喜良 君		18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

15番 佐藤 愛子 君

○ 本日の会議に遅参した農業委員は次のとおりである。

17番 吉村 陽介 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤 喜作 君

下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳 修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋 正明 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂2番 飯岡 大介 君 下条1番 井上 長治 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君 書記 大野 哲史 君

議 長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

石破政権の時には増産、高市政権になった途端に需要に応じた米生産ということで、政府は農業に対し無知な議員は何を考えているのか、農家のためにですね。もう少し議員の方から勉強していただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、15 番 佐藤愛子君であります。

出席が遅れる旨の連絡がありました農業委員は、17 番 吉村陽介君であります。

ただ今の出席農業委員数は、16 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第 29 回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、加茂2番飯岡大介君、下条1番 井上長治君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

2番 木村雅一君、6番 梅田守康君を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第 72 号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の1ページをお開きください。

【議案第 72 号朗読】

内容につきましては、大野が説明いたします。

事務局大野です。

番号1の譲渡人は、申請地を相続により取得していますが、現在は耕作できない状態であることから、同一の集落で農業経営を行っている譲受人と協議を行い許可申請が行われたものです。申請地は、主要地方道新潟小須戸三条線沿いの〇〇〇〇の北北西〇〇m付近に位置しており、現在作付けは行われておりません。

番号1の申請について、許可要件を満たしているか、経営状況を確認いたしますと、譲受人は、年間150日農業に従事しており、農作業への常時従事の実態

事務局(太田憲之君)

事務局(大野哲史君)

があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

以上によりまして、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上です。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

10番 近藤サチ子委員。

10番、近藤です。

10月14日に淺川委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。申請地は譲渡人の果樹園に隣接しており、かつては果樹園として利用されていましたが現在は果樹も伐採され更地となっていました。権利移転後は譲受人が露地野菜を栽培する予定です。

現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。報告は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第73号議案

「事業計画変更承認申請に対する可否決定について」及び

第74号議案

「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を一括上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の2ページをお開きください。

【議案第73号・第74号議案朗読後説明】

議長(加茂重夫君)

10番(近藤サチ子君)

議長(加茂重夫君)

事務局(太田憲之君)

第73号議案及び第74号議案は、県知事より昭和48年に住宅建築敷地で許可を受けております。その後、諸般の事情により住宅を建築せず、家庭菜園として使用していましたが、事業計画の変更をしたいというものであります。

配布資料の第73号議案・第74号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の2ページをご覧ください。申請地は、新栄町の市道稻荷面横線に面した住宅地に所在し、周辺には農地はありませんでした。資料の3ページは、申請地付近の更正図です。図面上で斜線が引かれている部分が申請地となります。資料4ページが、土地利用計画図と居住地となっております。

許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると自己資金で対応する計画となっており、金融機関が発行した残高証明書で事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「計画面積の妥当性」については、建築面積からみて、過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地は所在していないことから農地への影響は生じません。また、隣地との間に土留めを設置し、雨水は既存側溝に、汚水は公共下水道に接続することから、周辺地への支障は生じないものと判断できます。「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定日以降の11月から工事期間が設定されており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

次に、事業変更の承認基準について確認いたしますが、事業変更については6つの基準を満たさなければなりません。このうち、「変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること」、「変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること」、「変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること」の3つの承認基準については、先ほどの説明のとおり転用の許可基準の確認の中で要件を満たしていると判断できます。残りの3つ承認基準のうち「許可の取消し処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと」については、周辺は住宅となっており、旧所有者へ返して農地として利用することは現実的にはできないと判断できます。次に「許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないこと」については、当初計画人を取り巻く状況の変化により、図らずも申請地での事業実施を断念したもので、計画した転用事業を実現できなくなったのは、当初計画人の故意又は重大な過失には当たらないと判断できます。次に、「変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度、又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること」については、承継人において、周辺の住宅事情等により、早急に住宅を建設したいというものであることから、緊急性及び必要性があると認められます。

議 長(加茂重夫君)

以上によりまして、この案件は事業変更の承認基準についてもすべて満たしていると考えられます。

以上によりまして、第 73 号議案及び第 74 号議案の案件が転用許可基準をすべて満たしていると考えられます。説明は以上です。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

13 番 諸橋利彦委員。

13 番 諸橋です。

10 月 17 日に飯岡委員と現地の調査を行ってまいりましたので、その内容をご報告します。

第 73 号議案及び第 74 号議案の申請地について報告します。

昭和 48 年 2 月 5 日に住宅建築敷地で農地法第 5 条許可を受けております。申請地は市道に面した新栄町の住宅地の中にあります。現在畑作をしていた形跡がありました。雨水は既存側溝に接続し、汚水は公共下水道に接続します。周囲に農地はなく、事業実施によって周辺地等への支障が生じることは無いと考えられ、許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員(多数)の挙手あり)

挙手、全員(多数)でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時 51 分)

議 長(加茂重夫君)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

【報告第1号朗読】

番号 1 につきましては、先ほどの審議いただいた第 72 号議案の一部の農地となっています。番号 3 から番号 9 につきましては、今後農地転用の 5 条許可申請の予定となっています。

【報告第 2 号朗読】

【報告第 3 号朗読】

説明は以上です。

議 長(加茂重夫君)	事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
14 番(飯岡佐治雄君)	はい、14 番。 飯岡委員。
議 長(加茂重夫君)	4ページの報告第 1 号ですが、6月 28 日に田から畠へ登記簿地目を変更済みとあるのですが、これについて教えてください。
14 番(飯岡佐治雄君)	事務局長太田です。これは法務局が受け付けていましてこの通りになっています。この場合農地は農地ですので可能と思われます。
事務局(太田憲之君)	宅地等への変更はできないと思います。 他にご質問、ご意見はございませんか。
議 長(加茂重夫君)	(「なし」の声あり) ないようありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
	次に、「事務報告」をお願いいたします。 令和7年9月 29 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。
	【議案 10 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】 以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
	(農政部会「加茂市農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)」に対し意見等あり) 他にご意見等ございませんか。
	(「なし」の声あり) なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。
	これにて、加茂市農業委員会第 29 回定例総会を終了いたします。
	(閉会時刻 午前 10 時 46 分)

令和 7年 10月 31日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

2 番 委 員

6 番 委 員